

70 歳以上の方のキャッシュカードによる 振込機能の利用の一部制限について (特殊詐欺・SNS 型投資・ロマンス詐欺等の防止対策)

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、ご高齢のお客様から言葉巧みにカードをだまし取る特殊詐欺、SNS 型詐欺、ロマンス詐欺の被害について、依然として高水準で発生し続けており、危機的な状況にあります。

このような状況を踏まえて当組合でもお客様の大切なご預金をお守りし、これらの被害を防止する対策として、下記のとおり、キャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます

【実施日】

2026年(令和8年)4月1日(水)より

【対象となるお取引】

1 日あたりのATMでの振込上限額を10万円とさせていただきます。

【対象となるお客様】 下記①②いずれにも該当する方

①過去 3 年間ATMで振込実績のない口座

②70 歳以上の口座

※「お引き出し」や「お預け入れ」は従来通りのお取引ができます。



※ 対象となるお客様で、ATMでの振込上限額を超えるお取引を希望(ただし、最高200万円まで)の場合には、事前にお取引店までご連絡いただいたうえ、お届け印、通帳、キャッシュカードおよび顔写真のある本人確認書類を持参のうえ、ご来店ください。なお、急用を要する場合には、お客様の事情に配慮させていただいたうえ、当組合所定の手続きにより、ご本人様であることの確認ができましたときには、お電話だけで対応させていただくことも可能です。※基準日：令和8年2月末